

JA鳥取県人権・同和問題対策推進本部からのお知らせ

JAグループ鳥取では人権・同和問題に対して、令和3年度より「第8次（2021～2023年度）JA鳥取県人権・同和問題対策推進方針」をもとに、差別と偏見のない社会の実現のために取り組んでいきます。

組合員の方はもとより、地域住民の方にも人権・同和問題が身近な存在であることに気づいてもらうため、第8次期間中（2021～2023年度）も引き続き、人権・同和問題に対する啓発記事を年4回連載します。

第24回「個人のプライバシーの保護に関する人権問題について」

今やインターネットを活用したSNS（フェイスブック、ツイッター、インスタグラム等）は、コミュニケーションの一つとして確立し、面識がない人ともつながりが持てる時代となっています。コミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えています。

他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書込み、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が溢れています。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）や、部落差別を助長するような内容の書込みがされることもあります。

さらに、インターネット上の有害情報に起因して犯罪やトラブルに巻き込まれ、被害に遭うなどの人権侵害事案も発生しています。

第8次JA鳥取県人権・同和問題対策推進方針では、「個人のプライバシーの保護に関すること」も人権課題の一つとして掲げて取り組んでいます。

非常に便利なSNSですが、使い方によっては他人を傷つける場合もあります。悪用することなく、お互いの人権を尊重した行動をとるようにしましょう。